

学位授与申請の手引き

(論文博士の学位授与申請者用)

令和 3 年 4 月

北見工業大学大学院工学研究科

目 次

1. 学位授与の申請手続 -----	1
2. 学位論文審査等の流れ -----	2
3. 書類作成要領 -----	3
4. 博士論文のインターネット公表について -----	6
5. 記入例	
様式13（乙1） 学位申請書 -----	9
様式6（乙2） 論文目録 -----	10
様式7（乙3） 論文内容の要旨 -----	11
様式8（乙4） 履歴書 -----	12
様式14（乙5） 研究業績書 -----	13
（乙6） 研究歴証明書 -----	14
（乙7） 共著者承諾書 -----	15
6. 関係規程等	
北見工業大学学位論文審査取扱要領（抜粋） -----	16
北見工業大学大学院規程（抜粋） -----	24
北見工業大学学位規程 -----	25
学位に関する申合せ -----	29
北見工業大学大学院工学研究科における学位論文審査及び 最終試験の評価基準 -----	32

1. 学位授与の申請手続

学位については、本学大学院規程第20条で授与について定められています。

具体的には、本学学位規程及び学位論文審査取扱要領で定めるほか、授与申請の詳細手続きについては、この「手引き」で定めるとおりとします。

申請に当たっては、2ページに記載しております「学位論文審査等の流れ」に従って手続きを行ってください。

なお、「学位申請書」の提出期限については、毎年度始めに決定し、掲示板で周知しますので、留意してください。

また、論文博士の学位を申請しようとする者は、その論文に関連ある専門分野の教授又は准教授の中から担当教員1人を定め、申請に当たっては担当教員の指示に従ってください。特に「研究歴」については、別に定める申合せがありますので、留意してください。

2. 学位論文審査等の流れ <論文博士>

- 申請区分 I 本学大学院博士後期課程単位取得退学者(退学後1年以内)学位論文審査取扱要領第22条第1号の該当者
 II 本学大学院博士後期課程単位取得退学者(退学後3年以内)学位論文審査取扱要領第22条第1号の該当者
 III 本学大学院博士後期課程単位取得退学者(退学後3年を超える者)学位論文審査取扱要領第22条第1号の該当者
 IV 博士前期(修士)課程修了後研究歴4年以上の者
 V 大学卒業後研究歴7年以上の者
 VI その他IV・Vと同等以上の研究歴を有する者

提出者・提出先	提出書類・時期等	記入例等	備考
学位申請者 →担当教員	<p>① [学位論文(仮綴) 論文目録 論文内容の要旨 履歴書 卒業(修了)証明書 研究業績書 研究歴証明書] (4月・10月の上旬) ※上記以外に審査のために必要とする学位論文(仮綴)・参考論文(必要がある場合)等の部数を、担当教員の指示に従い提出すること。</p>	様式6 乙2 様式7 乙3 様式8 乙4 様式14乙5 乙6	共著論文に関しては、博士の学位を取得していない共著者全員の「共著者承諾書」(乙7)添付 申請区分I~IIIによる申請の場合は、研究歴証明書は不要
	予備審査の実施		予備審査結果を担当教員から申請者に通知
学位申請者 (予備審査通過者) →担当教員	<p>② [学位申請書 論文審査手数料 (57,000円(申請区分I以外の者)) インターネット公表保留承認申請書 1部(該当者のみ提出)]</p>	様式13乙1	
担当教員 →専攻主任 →学長(学務課)	<p>③ 学位申請書類一式(①②) ④ 審査委員候補者名簿 (学外者は履歴書添付) (4月・10月の下旬)</p>		⑤申請区分IV~VIによる場合のみ①の書類と合わせて提出すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 申請資格の審査 (申請区分IV・V・VIの内、必要な者のみ) 論文審査等の付託 審査委員の指名 (教務委員会) 審査委員会を組織し、主査を互選		主査の互選後、学務課から各主査へ論文審査・最終試験の実施及び審査結果・学力確認の結果の要旨の提出を依頼する。
担当教員 →学長(学務課)	⑤公開発表会開催日程通知書 (開催日の10日前まで)		
	公開発表会について公示 (開催日の7日前まで)		
担当教員 →学位申請者	公開発表会の日程等の通知		
	<ul style="list-style-type: none"> 論文の審査 学力の確認 (公開発表会)(審査委員会) 		申請区分I・IIの者については、学力の確認に代えて最終試験を行うことができる。
主査 →学長(学務課)	<p>⑥ [論文審査の結果の要旨 学力の確認の結果の要旨] (規程上の期限8月15日・2月15日を考慮のうえ毎年度決定する)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与の可否を決定 インターネット公表保留承認の可否決定 学位授与の認定 (教務委員会)(研究科委員会) 【学位記授与者公示 9月・3月】 		資料の事前配付 各専攻の教務委員用及び回覧用は全申請者分を、各専攻(共通を除く)担当教員へは各自の申請者分のみを配付する。
学位申請者 →学務課	<p>⑦ [KIT-R博士論文登録書 学位論文の全文データ(PDF)等] (学位記授与式の前日まで)</p> <p>⑧ 博士論文の要約データ(PDF) (公表保留について大学の承認を得た者のみ提出)</p>		
	学位記授与式 9月・3月		授与式出欠の確認 (被授与者、担当教員、専攻主任)
	論文内容の要旨・論文審査の結果の要旨を公表 (授与した日から3月以内)		本学ホームページにより、インターネット公表を行う
	学位論文全文を公表 (授与した日から1年以内)		本学KIT-Rへ登録し、インターネット公表を行う

※①~⑧は提出書類等を、乙1~7は記入例等を、アミカケ部分は審査等の流れを示す。

3. 書類作成要領

g

1 各書類についての共通留意事項

- ① 各様式の記入例を参照して作成すること。
- ② 記入例の外枠（罫線）は、必要な余白の目安として入れてあるので、書類作成時には、入れないこと。ただし、左側は綴じしろとして30mm以上の余白をとること。
- ③ 記入例の外枠の文字及びアミカケ部分は、注記なので作成書類には、入れないこと。
- ④ 書類の記述はインク、ボールペン、タイプ、ワープロのいずれでもよいが、手書きによる場合は、楷書で記述すること。
- ⑤ 大文字・小文字の区別、数式・化学式・記号等及び数量を表す単位等は、正確に記述すること。
- ⑥ 外国語で記述しようとする場合は、事前に担当教員の了承及び指導を受け、論文題目の次にその和訳を（ ）を付して併記すること。
- ⑦ 氏名は、謄本記載のとおりに記入すること。

2 学位論文（仮綴）

- ① 規格 A4判縦長
- ② 本文
 - ・横書きとし、ページを記入し、目次を作成すること。
 - ・参考論文を添付する場合は、目次の最後に明記すること。
- ③ 印刷
 - ・論文本文は、両面印刷とすること。（裏面が透けない用紙を使用するとよい。）
 - ・表紙及び背表紙には、「博士論文」・論文題目、年号（年又は年月）、氏名以外は記入しないこと。（次頁参照）
 - ・論文審査は仮綴じ（差し替え可能なもの）で実施するため、製本は不要である。
- ④ 提出部数
 - ・学長（学務課）へ2部提出するほかに、審査のために必要とする部数を、担当教員の指示に従い提出する必要があるので留意すること。

3 学位申請書（様式13）

日付は、予備審査終了の日から提出期限までの日とし、教員記入箇所を除き必要事項を記入すること。

4 論文目録（様式6）

- ① 「冊数」は、通常1冊であるが、2分冊となる場合は2冊とする。
- ② 「印刷公表の方法及び時期」については、審査を受ける論文内容について、既に公表しているもの及び公表予定（掲載決定）のものを記入すること。
共著の場合は共著者名を明記すること。また、博士の学位を取得していない共著者全員から「共著者承諾書」を提出してもらうこと。
- ③ 学位論文に参考論文を添付する場合は、学位論文に準じて記入すること。参考論文がない場合は、「なし」と記入すること。

5 論文内容の要旨（様式7）

- ① 論文の内容を和文1,000字程度又は英文700語程度にまとめて記述すること。
- ② 裏面にも氏名を記入すること。

6 履歴書（様式8）

- ① 本籍地は、都道府県名を記入すること。外国人は、国籍を記入すること。
- ② 現住所は、住民票に記載されている住所を記入すること。
- ③ 学歴は、高等学校卒業以降について、順を追って記入すること。
- ④ 職歴は、勤務先、職名を順を追って教育・研究に関する履歴を中心に記入し、現職については、「現在に至る」と明示すること。ない場合は、「なし」と記入すること。
- ⑤ 研究歴は、大学院在学中における研究歴を含め、研究課題（共同研究含む。）、研修、学術調査及び学術奨励金等に関するものについて順を追って記入すること。
- ⑥ 賞罰は、研究に関するものを記入すること。ない場合は、「なし」と記入すること。

博士論文表紙

博士論文			
00000000000000	---	論文題目	-----
0000年3月		年又は年月	-----
0000	---	氏名	-----

背表紙

(縦書)

博士論文	○
	○
	○
	○
	○
	○
	○
	○
年三月	○
	○
	○

7 参考論文

学位規程第5条第1項「参考として他の論文等を提出することができる」の規定により提出できる参考論文は、学位論文に対する補助的論文として一体的に審査を受ける場合のものをいい、その他の論文等は、研究業績として取扱う。

参考論文は、担当教員の指示に従って、論文の別刷を提出すること。

8 卒業（修了）証明書

最終学歴の卒業又は修了証明書を提出すること。ただし、最終学歴が本学の場合は、不要である。

9 研究業績書（様式14）

- ① 研究業績は、原則として学会誌等（学術雑誌を含む。）に印刷公表された論文等をいい、掲載、発表が決定しているものを加えてよい。
- ② 研究業績は、A4判1～2頁程度とすること。
- ③ 共同研究の場合は、発表者を連名で記入すること。
- ④ 発表論文が冊子等の一部である場合は、頁数を記入すること。
- ⑤ 講演については、開催年度、講演会等名を記入し、講演等が特定できるようにすること。

10 研究歴証明書

- ① 本学大学院博士後期課程の単位取得退学者（申請区分Ⅰ～Ⅲ）は、提出の必要はない。
- ② 本学に在学又は在職していた期間における研究歴を除き、「論文博士の学位授与申請に必要な研究歴について（申合せ）」（29頁）の1の各号に掲げる研究歴について、当該研究を行った組織の長等が発行した証明書を提出すること。
- ③ 研究歴の内容は、研究期間、所属部署、職名、研究主題、研究指導者等について記入すること。
- ④ 研究歴の年数が申請資格を満たしているか否かについては、事前に十分、担当教員と打ち合わせ、必要な証明書を用意しておくこと。

4. 博士論文のインターネット公表について

1 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 博士論文のインターネット公表の方法について

(1) 公表手段

博士論文のインターネット公表は、本学の機関リポジトリ「KIT-R」に掲載することにより行う。

博士の学位を授与された者は、博士論文全文のKIT-Rによる公表に際し、権利関係（出版社の著作権ポリシーを含む）の確認について事前に責任を持って行う必要があるため、著作権の処理が必要になる場合は自身で適切に処理すること。

(2) KIT-Rへの登録手続き

博士の学位授与を認定された者は、KIT-R登録書とともに博士論文全文に係る電子データのPDFファイル（以下「全文データ」という。）を学位記授与式の前日までに学務課に提出すること。

「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」及び「「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」の運用方針について」を満たす審査対象論文に投稿中の論文が含まれている場合は、全文データを公表する時期（学位授与日から1年以内）をKIT-R登録書の「公開希望日」欄で指定することができる。

3 博士論文全文を公表することができない場合の要約の公表について

(1) 博士論文全文を公表することができない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、学位授与日から1年を超えて博士論文全文を公表することができない場合には、学位を申請する際（学位授与申請書類提出時）に、「博士論文全文のインターネット公表保留承認申請書」（以下「公表保留承認申請書」という。）により、学長宛てに申請する。

(2) やむを得ない事由の例

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

④ その他の事由

(3) 要約を公表する場合の手続等

博士の学位授与を認定された者は、要約データの PDF ファイルを全文データと一緒に学位記授与式の前日までに提出すること。

※博士論文の要約については、「やむを得ない事由」に影響がない範囲で、博士論文の構成や全体の内容がわかるものを作成すること。

※全文データを提出する時点で「やむを得ない事由」が学位授与日から 1 年以内に解消することが予め判っている場合は、当該期間内における博士論文全文を公表できる時期を KIT-R 登録書により届け出ること。

(4) 「やむを得ない事由」が消滅した際の手続き等

「やむを得ない事由」が消滅した場合には博士論文全文を公表する必要があるため、提出した公表保留承認申請書に記載された「全文を公表することが可能となる日」に基づき、情報図書課が KIT-R に登録してある要約データを全文データに差し替える手続きを行う。

※公表保留承認申請書に記載してある「全文を公表することが可能となる日」の延長を希望する場合は、学務課に任意様式で申し出ること。

博士論文全文のインターネット公表保留承認申請書

令和 年 月 日

北見工業大学長 殿

申請者氏名

私が執筆した下記の博士論文の全文について、以下の事由により学位取得予定日から1年以内にインターネットの利用により公表することができませんので、博士論文の内容を要約したものを公表することを申請します。

なお、全文を公表することが可能となる日を迎えた際には、博士論文全文を公表願います。

記

論文題目 :

1. 博士論文全文をインターネットの利用により公表できない事由（□にチェック）

- 立体形状による表現を含む等の事由
- 著作権保護、個人情報保護等の事由
- 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係等の事由
- その他の事由

2. 全文を公表できない事由の具体的な内容

3. 全文を公表することが可能となる日

年	月	日
---	---	---

5. 記入例

記入例 様式 13 (乙 1)

様式13(第23条関係)

学 位 申 請 書

令和 年 月 日

※ (予備審査終了の日から提出期限
までの日とすること)

北見工業大学長 殿

氏名 _____

北見工業大学学位規程第4条第3項の規定により、下記の論文に關係書類
を添えて博士の学位授与を申請します。

記

論文題目 : Study on Factors ○○○○○○○○○○○○○ the ○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○○
(□□□□□□に作用する□□□□□□□□への□□□□因子に関する研究)

※論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（ ）を付して併記すること。
※論文題目は様式6（論文目録）に記入する論文題目と一致すること。

北見工業大学長 殿

上記論文について、下記構成員により予備審査を行った結果、学位申請
書の受理基準を満たしており、博士の学位論文審査に値するものであると
認められました。

記

予備審査実施構成員

所属専攻名	職名	氏名	備考

担当教員氏名 _____

専攻主任氏名 _____
(担当教員の所属専攻)

記入例 様式6（乙2）

様式6(第13条、第23条関係)

論 文 目 錄

学位論文

一 題 目 **※**外国語で記述する場合は、和訳を()付して併記すること。

Study on Factors ○○○○○○○○○○○○○ the ○○
○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○○○
(□□□□に作用する□□□□への□□□□因子に関する研究)

二 冊 数 ○ 冊

三 印刷公表の方法及び時期（予定も含む）

1. Taro Kitami : Development of ○○○○○ for ○○○○○○○
○, ○○ No. ○○○, pp, ○○-○○ (19○○年公表)

2. 北見太郎, 北見工一, 北見工二 : ○○方式○○の実験システムの
○○○○○にに関する研究
○○誌, Vol. ○, No. ○○, pp, ○-○ (19○○年公表)

3. 北見工一, 北見太郎, 北見工二 : ○○による○○の○○を用いた
○○○○○の開発研究
○○学会誌○巻 (20○○年○○月掲載決定)

参考論文 **※**ない場合は「なし」と記入すること。

一 題 目

○○の○○による○○に関する○○○○○の研究

二 印刷公表の方法及び時期

○○学会誌○巻○○～○○頁 (19○○年公表)

令和 年 月 日 **※**予備審査書類提出期限の日とすること。

申請者氏名 北見太郎

記入例 様式7（乙3）

様式7(第13条、第23条関係)

論文内容の要旨

令和 年 月 日

※予備審査書類提出期限の日とすること。

氏名 北見 太郎

論文題目： Study on Factors ○○○○○○○○○○○○ the ○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○
(□□□□□に作用する□□□□□□への□□□□因子に関する研究)

※論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（ ）を付して併記すること。

※論文題目は様式6（論文目録）に記入する論文題目と一致すること。

要旨（和文1,000字程度又は英文700語程度）

※裏面を合わせて和文1,000字程度又は英文700語程度にまとめること。
※裏面の上部の氏名も必ず記入すること。

(裏面に続く)

記入例 様式8（乙4）

様式8(第13条、第23条関係)

履歴書

ふりがな きたみたろう
氏名 北見太郎

平成 年月日生 ※外国人は西暦を記入すること。

本籍地 ○○県 ※都道府県名のみ記入すること。※外国人は国籍を記入すること。

現住所 北見市○○町○○番地 ※住民票の住所を記入すること。

学歴 ※研究生・科目等履修生については記入しないこと。研究生の期間は研究歴に記入すること。

平成〇〇年3月〇〇日 北海道○○○○高等学校 卒業 ※大学卒業までの学歴は年月のみでも良い。

平成〇〇年4月〇〇日 ○○大学工学部○○学科 入学

平成〇〇年3月〇〇日 同上 卒業

平成〇〇年4月〇〇日 ○○大学大学院工学研究科博士前期課程○○専攻入学

平成〇〇年3月〇〇日 同上 修了

平成〇〇年4月〇〇日 ○○大学大学院工学研究科博士後期課程○○専攻入学

平成〇〇年3月〇〇日 同上 (単位修得) 退学

職歴 ※現在の職を必ず記入すること。非常勤の職は記入しないこと。同一部署の昇任等は記入しないこと。

平成〇〇年 4月 1日 株式会社○○○○○○○に入社 ※職歴が無い場合は「なし」

平成〇〇年10月 1日 同社△△△△△研究所に配属 と記入すること。

平成〇〇年 4月 1日 同社△△△△△研究部に異動

平成〇〇年 4月 1日 □□□□□株式会社△△△△△研究部に社名変更

平成〇〇年12月27日 同上 退社

令和〇〇年 4月 1日 ▽▽▽▽▽▽株式会社▽▽研究開発部に入社 現在に至る

研究歴 ※期間が学歴・職歴と対応しないときは、研究に従事した場所及び身分を明示すること。

平成〇〇年 4月〇〇～ ○○大学大学院工学研究科博士前期課程○○専攻に

平成〇〇年 3月〇〇 おいて、△△△△△△△△△に関する研究に従事

平成〇〇年 4月〇〇～ 同研究科博士後期課程○○専攻において、同研究を

平成〇〇年 3月〇〇 繰続

平成〇〇年10月〇〇～ (株)○○○○△△△研究所において、○○○○○

平成〇〇年 3月〇〇 に関する研究に従事

平成〇〇年 4月〇〇～ (株)○○○○△△△研究部及び□□株式会社△△

平成〇〇年12月〇〇 研究部において、□□□□□に関する研究に従事

令和〇〇年 4月〇〇～ △△大学大学院工学研究科○○専攻において、研究

令和〇〇年 3月〇〇 生として、□□□□□に関する研究に従事

令和〇〇年 4月〇〇～現在 ▽▽株式会社▽▽研究開発部において、□□に関する研究開発、及び○○○○○に関する研究に従事

賞罰

令和〇〇年〇月〇〇日 論文「○○○○○○○○」により、○○○国○○○学会から「○○○○○年度○○○○○○○賞」を受賞
上記のとおり違いありません。

令和 年 月 日 ※予備審査書類提出期限の日とすること。

申請者氏名 北見太郎

記入例 様式 14 (乙 5)

様式14(第23条関係)

研究業績書

※研究業績は、代表的なものとし、極力A4判1~2頁程度にまとめること。

※発表論文が冊子等の一部である場合は、「〇〇-〇〇頁」、「PP. 〇〇-〇〇」等と記入すること。共同研究の場合は、発表者を連名で記入すること。

1. 論文（学位論文関係）

- (1) 北見太郎, 北見工一, 北見工二: 「Development of ○○○○○○○ for ○○○」 ○○○誌, Vol. 00, No. 0000, pp. 00-00 (19〇〇)
- (2) 北見工一, 北見太郎, 北見工二: 「○○方式○○○の実験システムの ○○に関する研究」 ○○誌, Vol. 00, No. 00, pp. 00-00 (19〇〇)
- (3) 北見太郎, 北見工二, 北見工一, : 「○○による○○の○○○を用いた○○○○の開発研究」 ○○学会誌○巻 (19〇〇年〇〇月掲載予定)

2. 論文（その他）

- (1) 北見太郎, 北見工一, 北見工二: 「Development of ○○○○○○○ for ○○○」 ○○○誌, Vol. 00, No. 0000, pp. 00-00 (19〇〇)
- (2) 北見工一, 北見太郎, 北見工二: 「○○方式○○○の実験システムの ○○に関する研究」 ○○誌, Vol. 00, No. 00, pp. 00-00 (19〇〇)

※「令和〇〇年度〇〇学術講演会(令和〇〇年〇月)」、「令和〇〇年度〇〇部門〇〇シンポジウム(令和〇〇年〇月)」など学会等が特定できるように記入すること。

3. 講演（学位論文関係）

- (1) 北見太郎, 北見工一: 「○○方式による○○の○○○○に関する特性」 ○○学会, 令和〇〇年度〇〇部門〇〇〇〇学術講演会(令和〇〇年〇月)
- (2) 北見太郎, 北見工二: 「○○による○○の○○を用いた○○○の検討」 ○○学会, 令和〇〇年度〇〇部門〇〇〇〇シンポジウム(令和〇〇年〇月)
- (3) 北見太郎, 北見工三, : 「○○の○○による○○に関する○○の研究」 ○○学会, 令和〇〇年度〇〇部門〇〇〇〇学術講演会(令和〇〇年〇月)

4. 講演（その他）

- (1) 北見太郎, 北見工志: 「○○方式による○○の○○○○に関する特性」 ○○学会, 令和〇〇年度〇〇部門〇〇〇〇シンポジウム(令和〇〇年〇月)
- (2) その他, ○○○○の○○○○研究に関連した講演〇〇回

5. 特許

本論文に関係した特許 件

以上

令和 年 月 日

※予備審査書類提出期限の日とすること。

申請者氏名 北見太郎

記入例（乙6）

令和　年　月　日

北見工業大学長 殿

(株)○○○○○△△△△研究部
部長 ○ ○ ○ ○

博士の学位申請に係る研究歴について（証明）

のことについて、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1. 申請者 **北見 太 良**
平成○○年○○月○○日生 **※外国人は西暦を記入すること。**

2. 研究歴

平成00年 4月00日～令和00年12月00日

当社△△△△研究部及び△△△研究部において、▽▽▽▽▽(株)
派遣研究員として、□□□□に関する研究に従事
(研究指導者 主任研究員 工学博士 ○○ ○○)

令和00年 4月00日～現在

当社▽▽研究開発部において、常勤研究員として、□□□に
に関する研究開発及び○○○○に関する研究に従事
(研究指導者 主任研究員 工学博士 ○○ ○○)

以上

**※ 本学以外の大学院、研究所、試験・研究機関における研究歴又は研究職
以外の職種としての研究歴について、当該研究を行った組織の長等の研究
歴証明を受けること。**

**※ 本学以外の大学の専攻科・大学院に在学した期間及び大学又は大学院に
研究生として在学した期間における研究歴については、その期間及び研究
題目・指導教員等について、大学の長又は学部長等の証明を受けること。**

記入例（乙7）

共著者承諾書

令和 年 月 日

北見工業大学長 殿

氏名 _____
所属 _____
現住所 _____
電話 _____

下記1の共著論文の内容については、下記2の申請者の主たる貢献によるものと認め、貴大学院工学研究科に提出する博士の学位論文の一部として使用することを承諾します。

記

1. 共著論文題目： Development of ○○○○○○ for ○○○

2. 学位授与申請者： 北見 太郎

論文題目： Study on Factors ○○○○○○○○○○○○ the

○○○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○

(□□□□□に作用する□□□□□□□への□□□□因子に関する研究)

6. 関係規程等

北見工業大学学位論文審査取扱要領（抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、北見工業大学学位規程（平成16年北工大達第72号。以下「学位規程」という。）で定めるもののほか、北見工業大学（以下「本学」という。）の学位論文審査の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「課程博士」とは、学位規程第3条第3項の規定により授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規程第3条第4項の規定により授与される博士の学位をいう。

（中略）

第4章 論文博士の学位論文

（申請資格）

第22条 論文博士の学位論文（以下「論文博士論文」という。）の審査を申請できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学大学院博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学卒業後7年以上又は大学院博士前期課程（修士課程）修了後4年以上の研究歴を有する者
- (3) 前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有する者

（論文博士の学位授与の申請）

第23条 学位規程第4条第3項の規定により論文博士の学位授与を申請する者（以下「論文博士申請者」という。）は、本学大学院において研究指導を担当する教授又は准教授の中から、その論文に関連ある専門分野の教員（以下「担当教員」という。）1人を定め、担当教員及び担当教員が所属する専攻の専攻主任を経て、次の各号に掲げる申請書類を学長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 学位申請書（様式13） | 1部 |
| (2) 学位論文 | 2部 |
| (3) 論文目録（様式6） | 1部 |
| (4) 論文内容の要旨（様式7） | 1部 |
| (5) 履歴書（様式8） | 1部 |
| (6) 参考論文（必要がある場合） | 1部 |
| (7) 卒業（修了）証明書 | 1部 |
| (8) 研究業績書（様式14） | 1部 |
| (9) 研究歴証明書 | 1部 |

2 論文博士申請者は、論文博士の学位授与の申請に先立ち、予備審査を受けなければならない。

3 予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

（申請の時期）

第24条 論文博士の学位授与の申請書類の提出時期は、4月及び10月の末日とする。

第 25 条 (削除)

(審査委員の指名)

第 26 条 担当教員は、論文博士論文ごとに、本学大学院を担当する教授又は准教授の中から担当教員を含む 5 人以上を審査委員候補者とし、審査委員候補者名簿（様式 15）により学長に推薦しなければならない。ただし、審査委員候補者のうち少なくとも 1 人は、担当教員の所属する分野以外の分野の教員とする。

2 前項の審査委員候補者を、他の大学院又は研究所等の教員等とする場合は、当該審査委員候補者の研究歴を含む履歴書（様式 3）を添付しなければならない。

3 学長は担当教員からの推薦に基づき、研究科委員会の議を経て審査委員を指名する。

(審査委員会の設置)

第 27 条 研究科委員会は、論文博士論文ごとに審査委員会を組織する。

2 審査委員会に主査を置き、審査委員の互選により選出する。

3 主査は、審査委員会を総括する。

(公開発表会)

第 28 条 担当教員は、論文博士論文を審査するため、公開発表会を開催しなければならない。

2 担当教員は、公開発表会の日程等を公開発表会開催日程通知書（様式 16）により学長に提出し、論文博士申請者に通知するとともに、開催日の 1 週間前までに公示しなければならない。

3 審査委員は、公開発表会に出席しなければならない。

(論文審査及び学力の確認)

第 29 条 審査委員会は、論文博士論文の審査及び学力の確認を行うものとする。

2 学力の確認は、論文博士論文の審査に合格した者について、当該論文に関連ある専門分野及び外国語について口述又は筆記により行うものとする。

3 前項の学力の確認は、公開発表会に代えて行うことができる。

(論文審査及び学力の確認の時期)

第 30 条 論文博士論文の審査及び学力の確認は、次の期限までに終了しなければならない。

(1) 4 月申請者 8 月 15 日又は翌年 2 月 15 日

(2) 10 月申請者 翌年 2 月 15 日又は翌年 8 月 15 日

(論文審査及び学力の確認の報告)

第 31 条 主査は、論文博士論文の審査及び学力の確認の結果を、論文審査の結果の要旨（様式 11）及び学力の確認の結果の要旨（様式 17）により速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

第 5 章 雜則

(学位論文の保管)

第 32 条 修士の学位を授与した学位論文は、指導教員が 1 部保管するものとする。

2 博士の学位を授与した学位論文は、本学の機関リポジトリに電子データにより保管するものとする。

(以下 関係様式を掲載)

様式 6 (第 13 条, 第 23 条関係)

論 文 目 錄

学位論文

一 題 目

二 冊 数 冊

三 印刷公表の方法及び時期 (予定も含む)

1.

2.

3.

参考論文

一 題 目

二 印刷公表の方法及び時期

令和 年 月 日

申請者氏名

様式 7 (第 13 条, 第 23 条関係)

論 文 内 容 の 要 旨

令和 年 月 日

氏名 _____

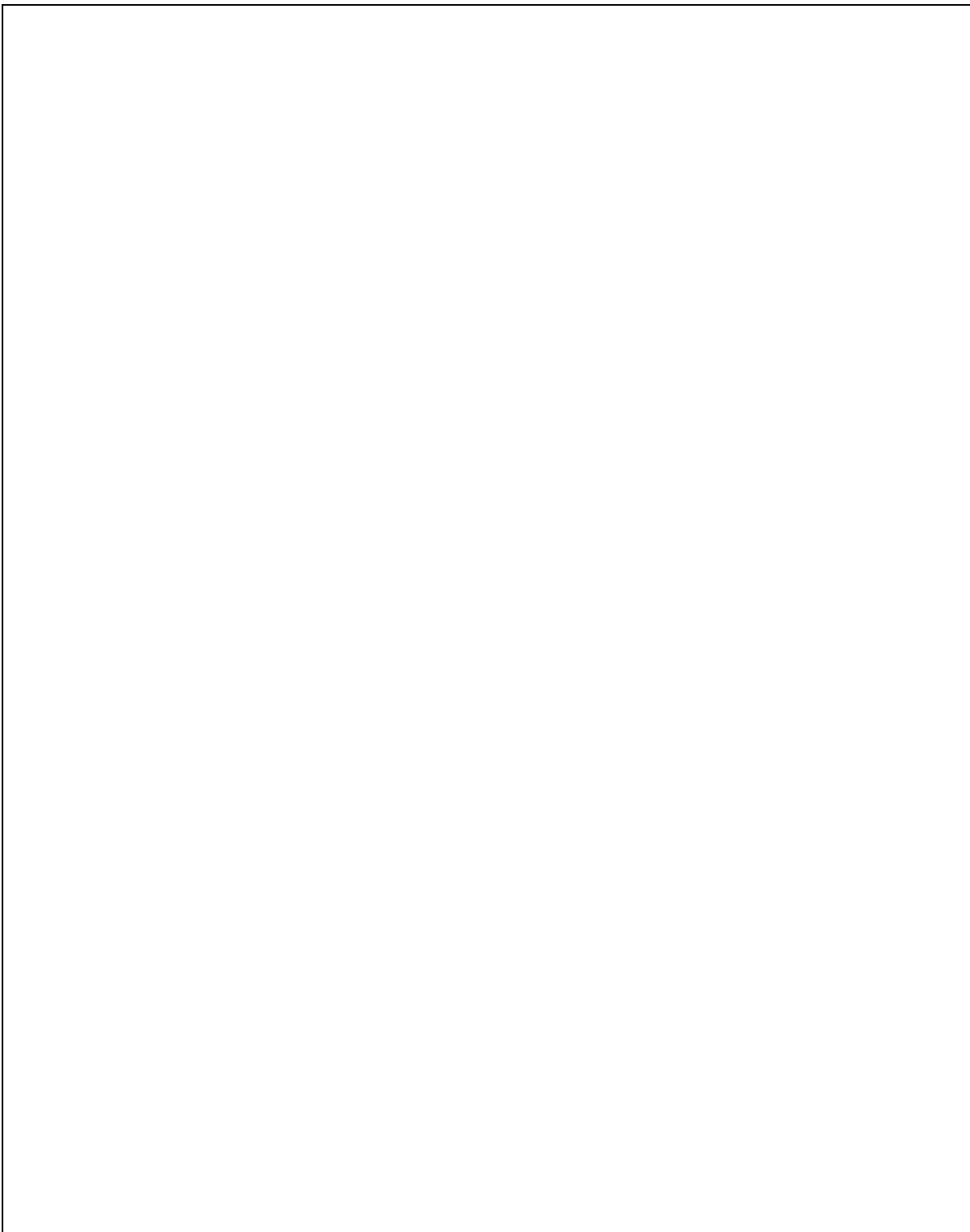
論文題目 :

要旨 (和文 1,000 字程度又は英文 700 語程度)

(裏面に続く)

(様式 7 裏面)

氏名 []



様式 8 (第 13 条, 第 23 条関係)

履歴書

ふりがな

氏名

平成 年 月 日 生

本籍地

現住所

学歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

職歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

研究歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

賞罰

年 月 日

上記のとおり違いありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

様式 13(第 23 条関係)

学 位 申 請 書

令和 年 月 日

北見工業大学長 殿

氏名 _____

北見工業大学学位規程第4条第3項の規定により、下記の論文に關係書類を添えて博士の学位授与を申請します。

記

論文題目： _____

北見工業大学長 殿

上記論文について、下記構成員により予備審査を行った結果、学位申請書の受理基準を満たしており、博士の学位論文審査に値するものであると認められました。

記

予備審査実施構成員

所属専攻名	職名	氏名	備考

担当教員氏名 _____

専攻主任氏名 _____
(担当教員の所属専攻)

様式 14 (第 23 条関係)

研 究 業 績 書

1. 論文 (学位論文関係)

2. 論文 (その他)

3. 講演 (学位論文関係)

4. 講演 (その他)

5. 特許

本論文に関係した特許 件

以 上

令和 年 月 日

申請者氏名

北見工業大学大学院規程（抜粋）

目次

- 第1章 総則(第1条－第4条)
- 第2章 標準修業年限等(第5条－第10条)
- 第3章 教育方法等(第11条－第18条)
- 第4章 課程の修了及び学位授与(第19条・第20条)
- 第5章 入学の時期等(第21条－第31条)
- 第6章 検定料等(第32条・第33条)
- 第7章 研究生等(第34条－第38条)
- 第8章 補則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 北見工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(略)

第5章 課程の修了及び学位授与

(課程の修了)

第19条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、専攻における授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士前期課程の目的に応じ適當と認めるときは、特定の課題についての研究成の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
- 3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、専攻における授業科目について14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「当該課程に1年」とあるのは「大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 博士前期課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第20条 博士前期課程を修了した者には修士の学位を授与し、博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(以下略)

北見工業大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(令和28年文部省令第9号)第13条第1項並びに北見工業大学学則(平成16年北工大達第1号。以下「学則」という。)第50条及び北見工業大学大学院規程(平成16年北工大達第2号。以下「大学院規程」という。)第20条の規定に基づき、北見工業大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。
2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、工学とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
2 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。
3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
4 博士の学位は、前項に規定するもののほか本学大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 学生が前条第2項の規定による修士の学位授与を申請する場合は、所定の期日までに、別に定めるところにより申請書類を学長に提出しなければならない。
2 学生が前条第3項の規定による博士の学位授与を申請する場合は、所定の期日までに、別に定めるところにより申請書類を学長に提出しなければならない。
3 前条第4項の規定により博士の学位授与を申請する場合は、別に定めるところにより申請書類を学長に提出するとともに、「国立大学法人北見工業大学授業料等徴収規程(平成16年北工大達第135号)」に定める額の学位論文審査手数料(以下「審査手数料」という。)を納入しなければならない。ただし、本学大学院の博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士の学位授与を申請する場合には、審査手数料を納入することを要しない。
4 提出された学位論文等及び納入済の審査手数料は、返還しない。

(学位論文及び資料)

第5条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文等を提出することができます。
2 学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の訳本、学位論文の内容に関連のある模型、標本等を提出させることがある。

(申請の受理及び審査の付託)

第6条 学長は、第4条第1項から第3項までの規定による申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員)

第7条 研究科委員会は、前条の付託を受けたときは、審査委員を選出して、当該審査及び

最終試験又は学力の確認を行わせるものとする。

- 2 前項に規定する審査委員は本学大学院を担当する教授及び准教授とする。ただし、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 3 審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

(最終試験及び学力の確認)

第8条 最終試験は、第4条第1項又は第2項の規定により学位授与の申請をした者に対して、学位論文の審査を終えた後、学位論文の内容を中心として関連ある科目又は専門分野について口述又は筆記により行うものとする。

- 2 学力の確認は、第4条第3項の規定により学位授与の申請をした者に対して、学位論文の審査を終えた後、学位論文に関する専門分野及び外国語について口述又は筆記により行うものとする。
- 3 前項に規定する場合において、本学大学院の博士後期課程に標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから3年以内に学位授与を申請したときは、学力の確認に代えて最終試験を行うことができる。

(審査期間)

第9条 第4条第1項及び第2項の規定により学位授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

- 2 第4条第3項の規定により学位授与を申請した者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときには、研究科委員会の議を経てその期間を延長することができる。

(研究科委員会への報告)

第10条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちに、論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を審議する。

- 2 前項の学位授与の審議は、出席した委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学位記の授与)

- 第12条 学長は、第3条第1項の規定により学士の学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与する。
- 2 学長は、第3条第2項の規定により修士の学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨通知する。
 - 3 学長は、第3条第3項及び第4項の規定により博士の学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨通知する。
 - 4 学位記の様式は、別紙様式1から別紙様式5までのとおりとする。

(論文要旨の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

- 第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

- 第15条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、北見工業大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

- 第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消)

- 第17条 学長は、修士又は博士の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。
- 一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- 二 授与された学位の名誉を汚辱する行為があったとき。

(雑則)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成16年北工大達第72号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年北工大達第17号)

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成19年北工大達第105号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月22日)

この規程は、平成24年2月22日から施行する。

附 則(平成25年4月17日)

- 1 この規程は、平成25年4月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 第6条、第7条第1項及び第9条第2項の適用については、当分の間、これらの規定中「研究科委員会」とあるのは、「教務委員会」とする。

3 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与された者については、改正後の第 13 条及び第 14 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 24 日)

この規程は、令和元年 7 月 24 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 13 日)

1 この規程は、令和元年 11 月 13 日から施行する。

2 平成 29 年 3 月 31 日に本学に在籍する者(以下この項において「在籍者」という。)及び同年 4 月 1 日以降に在籍者の属する年次に入学する者については、改正後の第 12 条の規定、別紙様式 1、別紙様式 2 にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 略)

学位に関する申合せ

○ 修士及び博士の学位授与日について（申合せ）

学位規程第12条第2項及び第3項に規定する学位（修士及び博士）を授与する日は、3月及び9月の学位記授与式当日とする。

平成16年4月1日 教務委員会確認
一部改正 平成30年2月21日 教務委員会確認

○ 論文博士の学位授与申請に必要な研究歴について（申合せ）

1 学位論文審査取扱要領第22条に規定する「研究歴」とは、次の各号に掲げる経歴をいう。

- 一 大学の専攻科に学生として在学した期間
- 二 大学院に学生として在学した期間
- 三 大学又は大学院に研究生として在学した期間
- 四 研究科委員会が適当と認める研究機関において常勤の職員として研究に従事した期間
- 五 研究科委員会が前各号に掲げる研究歴と同等以上と認める研究に従事した期間

2 前項4号及び5号に該当する研究歴を有する者の申請資格の審査は、提出論文の審査委員主査及び審査委員の決定前に行うものとする。

平成16年4月1日 教育研究評議会確認
一部改正 平成25年7月4日 教務委員会承認

○ 在学期間を短縮して修了させる場合の認定手続きについて（申合せ）

大学院規程第19条第1項ただし書きに規定する「優れた業績を上げた者」及び同条第3項ただし書きに規定する「優れた研究業績を上げた者」と認める場合の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 優れた業績を上げた者又は優れた研究業績を上げた者としての認定を受けて、標準修業年限前に学位授与の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、学位論文審査願の提出期限の1月前までに学位論文及び研究業績書(様式14)を指導教員を経て専修プログラム長(博士後期課程学生の場合は専攻主任)へ提出し、その審査を受けるものとする。
- (2) 前号の優れた業績には、大学院規程第15条及び第16条の規定により、修得したものとみなすことができる単位数がある場合において、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案することができるものとする。ただし、在学したものとみなすことができる期間は1年を超えることができない。
- (3) 1号の審査は、申請者が博士前期課程の学生である場合は専修プログラム長及び申請者の学位論文に係る審査委員候補予定者が行い、専修プログラム長はその審査結果を業績審査結果報告書により学長に報告するものとする。
- (4) 1号の審査は、申請者が博士後期課程の学生である場合は専攻主任及び申請者の学位論文審査に係る審査委員候補予定者が行い、主指導教員はその審査結果を業績審査結果報告書により専攻主任を経て学長に報告するものとする。
- (5) 在学期間短縮の認定は、業績審査結果報告書に基づき、学位論文審査付託の前に、教務委員会において行うものとする。

平成16年4月1日教育研究評議会確認

一部改正 平成25年4月3日教務委員会承認

一部改正 令和3年2月19日教務委員会承認

○ 学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）

- 1 学位論文審査取扱要領第 13 条に規定する課程博士の学位授与申請書類の受理基準は、審査機関のある学術論文誌等に主たる貢献をした論文が 1 編以上掲載又は掲載決定されていることとする。
- 2 大学院規程第 19 条第 3 項ただし書きの規定により、博士後期課程において在学期間を短縮して修了させる場合の学位授与申請書類の受理基準は、前項に規定する基準と同等以上とする。
- 3 学位論文審査取扱要領第 23 条に規定する論文博士の学位授与申請書類の受理基準は、審査機関のある学術論文誌等に主たる貢献をした論文が 3 編以上掲載又は掲載決定されていることとする。
ただし、本学大学院博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから 1 年以内に学位授与申請したときは、第 1 項の基準を準用することができる。

平成 16 年 4 月 1 日教育研究評議会確認
一部改正 平成 25 年 7 月 4 日教務委員会承認
一部改正 平成 28 年 7 月 5 日教務委員会承認
一部改正 令和 3 年 2 月 19 日教務委員会承認

○ 「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」の運用方針について

各教育研究分野における受理基準については、「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」に基づき、主指導教員と副指導教員が協議することによって、学生の主たる教育研究分野を考慮した受理基準を判断し、学生に周知し指導するものとする。

平成23年9月 7日研究科委員会確認
平成25年7月18日 一部 改 正

北見工業大学大学院工学研究科における学位論文審査及び最終試験の評価基準

平成24年8月23日 教務委員会 承認

本学大学院工学研究科における学位論文の審査及び最終試験の実施にあたっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮するものとする。

【修士の学位論文の評価基準】

1. 当該専門分野に関する知識
2. 先行研究を含め、収集した情報・資料の取扱いの適切さ
3. 論文の形式や表現・表記法の適切さ
4. 研究手法や考察の適切さ
5. 論文構成の明確性・一貫性
6. 当該専門分野における学術的または工学的意義

【修士の最終試験の評価基準】

1. 審査会に対する十分な準備
2. 審査会における時間配分の適切性
3. 審査会における発表内容の明快性
4. 研究の背景・目的・意義の正確な理解
5. 質疑に対する的確な回答
6. 専門技術者としての素養

【博士の学位論文の評価基準】

1. 研究内容の新規性あるいは独創性
2. 研究目的の明確性
3. 当該専門分野に関する高度な知識
4. 先行研究を含め、収集した情報・資料の取扱いの適切さ
5. 論文の形式や表現・表記法の適切さ
6. 研究手法や考察の適切さ
7. 論文構成の明確性・一貫性・完成度
8. 当該専門分野における学術的、工学的または工業的寄与

【博士の最終試験の評価基準】

1. 審査会に対する十分な準備
2. 審査会における時間配分の適切性
3. 審査会における発表内容の明快性
4. 研究の背景・目的・意義の正確な理解
5. 質疑に対する的確な回答
6. 高度専門技術者としての素養